

4月1日から「後期高齢者医療制度」がスタート

# 75歳以上の方の医療制度が変わります

高齢者の医療費を安定的に支えるために、高齢社会に対応した新たな医療制度である「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。変更点や新しい保険料など、制度の概要をお伝えします。

[問い合わせ先] 制度の概要については市コールセンター ☎222-4894、北海道後期高齢者医療広域連合事務局 ☎290-5601

## 対象は？

### 75歳以上の方です

ただし、一定の障がいのある方は、65歳以上の方が対象になります。

## 何が変わるの？

### 新たな保険料を、一人一人が支払います

国保や社保、共済などの健康保険を脱退し、4月から「後期高齢者医療制度」に加入します。これまで世帯主が払っていた保険料を、今後は一人一人が支払うことになり、新たな保険料が適用されます。なお、保険証は一人に1枚ずつ交付されます。

## 加入の手続きは？

### 不要です

国保に加入している老人保健制度の受給者は、自動的に脱退・加入を行います。国保以外の健康保険に加入している方は、脱退手続きについて加入している健康保険にご確認ください。新しい保険証は、対象者あてに郵送します。

#### 一定の障がいのある65歳～74歳の方

老人保健制度の受給者でない方  
申請が必要です。

#### 老人保健制度の受給者

自動的に加入となりますが、申請により「後期高齢者医療制度」に加入しないこともできます。詳しくは12月に送付した案内をご覧ください。

## 保険料は？

### 所得に応じて公平に負担。原則年金から天引きになります

年間の保険料は6月にお知らせします。天引きになる方は、4月・6月の年金から天引きされる保険料額を4月上旬にお知らせします。年金から天引きにならない方は、6月に送付する納入通知書で納めていただきます。

保険料 = 均等割額 43,143円 +

所得割額 (総所得 - 33万円) × 9.63%

#### ■年金収入の場合の保険料年額

※夫婦ともに75歳以上で、妻は所得0円(年金収入120万円以下)として算定

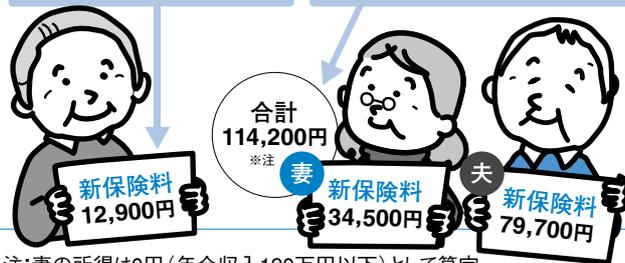
年金収入(所得)	単身世帯	夫婦世帯		
		夫	妻	合計
120(0)万円	12,900円	12,900円	12,900円	25,800円
160(40)万円	19,600円	19,600円	12,900円	32,500円
180(60)万円	60,500円	47,500円	21,500円	69,000円
200(80)万円	79,700円	79,700円	34,500円	114,200円
220(100)万円	107,600円	99,000円	34,500円	133,500円
260(140)万円	146,100円	146,100円	43,100円	189,200円
300(180)万円	184,700円	184,700円	43,100円	227,800円
340(217.5)万円	220,800円	220,800円	43,100円	263,900円
380(247.5)万円	249,700円	249,700円	43,100円	292,800円

#### モデルケース

年金収入100万円の単身世帯 夫の年金収入が200万円の夫婦世帯

現在の年間保険料(国保)  
16,160円

現在の年間保険料(国保)  
91,290円



※注:妻の所得は0円(年金収入120万円以下)として算定

#### ■年金収入の場合の保険料の軽減

年金収入		均等割額の軽減
単身世帯	夫婦世帯	
168万円以下		7割を軽減
—	192.5万円以下	5割を軽減
203万円以下	238万円以下	2割を軽減

社保などの健康保険の扶養になっていた方に、保険料の減額を実施

加入から2年間は所得割額がかからず、均等割額が5割減額されます。さらに20年度に限り、均等割額が9月までかからず、10月～21年3月は9割減額される予定です。

## 病院での自己負担は？

### 原則1割です

病院の窓口で支払う自己負担は、これまでと同じ1割です(現役並み所得者は3割)。また、1カ月の自己負担限度額も変更ありません。

さらに詳しい内容は、対象の方へ12月に送付したパンフレットをご覧ください。

ホームページでも詳しい内容をご覧ください。  
[iryokouiki-hokkaido.jp](http://iryokouiki-hokkaido.jp)